

学校法人 佛教教育学園
女性活躍推進法に基づく行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成28年（2016年）4月施行）」に基づき、本学園に勤務するすべての女性労働者が、その意欲と能力を発揮し活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定しここに公表します。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 本法人の課題

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供については、2期10年にわたる行動計画において取り組みは進んでいます。この間の法令等の改正により、職業生活と家庭生活の両立を支援する制度（育児・介護休暇等）については、女性労働者の育児等に対する利用はあるものの、男性労働者の実績については少ない状況です。なお、介護にかかわる制度を利用する労働者が年度ごとに増える傾向にあります。

著しい少子高齢化が進む中、一定数の子育て世代と今後激増する介護等時間制約がある職員のワークとライフの両立に寛容な職場風土の醸成とともに、法令を超える利用しやすい制度設計を速やかに策定していくことが必要と考えます。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職の占める女性職員の割合を30%以上とする

[取組内容と実施時期]

令和8年6月～：育児や介護に関する支援策の周知

令和9年4月～：キャリア形成に関する研修等を実施

令和10年4月～：女性職員の管理職への登用を積極的に実施

目標2：労働者の平均残業時間を1時間短縮します

[取組内容と実施時期]

令和8年4月～：組織のトップからの残業時間削減に対しての強いメッセージの発信

令和8年6月～：残業時間削減を推進する取組の開始（管理職による率先退社や定時退社の呼びかけ、職場における業務削減の取組など）

令和9年4月～：ノー残業デーなどの取組の推進